

新型コロナウイルスワクチン予防接種証明書

(ワクチンパスポート) の発行申請について

※1 主に海外渡航のご予定のある方に必要な書類ですが、国内で利用される方にも発行できます。

※2 基本的に、接種券に付属している「予防接種済証」が予防接種を受けたことの証明になります。

1, 2回目

新型コロナウイルスワクチン予防接種クーポン券

●予防接種を受ける際は、**クーポン券・予診票と、運転免許証や保険証などの本人確認資料を忘れずにお持ちください。**
●服薬中の方は、**お薬手帳**もお持ちください。

接種券	診察した接種できない場合
接種年月日 接種券番号 氏名 生年月日	接種年月日 接種券番号 氏名 生年月日

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証 (臨時)
Certificate of Vaccination for COVID-19

1回目	2回目
接種年月日 接種券番号 氏名 生年月日	接種年月日 接種券番号 氏名 生年月日

●クーポン券はシールです。剥がさずに接種会場までお持ちください。
●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

この部分が**予防接種済証**です。再発行するには手続きが必要になってしまいますので大切に保管してください。

3回目

新型コロナウイルスワクチン追加接種 (3回目)

この欄は、あなたがワクチン接種をした事実を証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証 (臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号: 0000000000

接種年月日	接種券番号	氏名	生年月日
2022年5月11日	000000	葛飾 太郎	1947年4月1日生
2022年6月1日	000000	葛飾 太郎	1947年4月1日生

新型コロナウイルスワクチン1,2回目接種記録

接種年月日	1回目	2回目
接種年月日	令和3年5月11日	令和3年6月1日
メーカー	ファイザー	ファイザー
Lot No.	000000	000000

※ 書面にあって、接種記録が記載できない場合、「4」が記入されています。「5」が記入されている場合は、1,2回目接種時に接種券番号で発行した接種済証で接種を受けることができます。

葛飾区が実施した新型コロナワクチン接種の記録等について、被接種者からの申請に基づき、ワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項（氏名、生年月日、旅券番号など）を記載した「予防接種証明書」（いわゆる「ワクチンパスポート」）を発行、発行いたします。

新型コロナウイルスワクチン予防接種クーポン券（以下、「接種券」とします。）の右下に付属している「予防接種済証」とは別の書類です。

【アプリでの発行】

◆新型コロナウイルス予防接種証明書のデジタル化について

令和3年12月20日から、デジタル庁が新型コロナワクチン接種証明書アプリを公開します。アプリに対応するスマートフォンとマイナンバーカードをお持ちの方のみ、アプリ上での電子申請・電子発行が可能になります。

詳しくはデジタル庁のホームページをご覧ください。

（デジタル庁：新型コロナワクチン接種証明書アプリ）

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>



◆マイナンバーカードの暗証番号について

新型コロナワクチン接種証明書アプリで電子申請する場合、マイナンバーカード受取の際に設定した「券面事項入力補助用の暗証番号（数字4桁）」が必要です。

暗証番号を累計3回間違えると、カードの暗証番号がロックされ、電子申請ができなくなります。

暗証番号はお電話でお伝えできませんので、暗証番号を忘れた場合や暗証番号がロックされた場合は、マイナンバーカードと本人確認資料（運転免許証など）を持って、葛飾区役所の戸籍住民課、または区民事務所（サービスコーナーでは手続きできません。）に、**ご本人様が直接お越しください。**

保健所ではマイナンバーカードの発行や、暗証番号の確認・変更などの手続きはできません。

マイナンバーカードについてご不明な点などありましたら葛飾区戸籍住民課住民記録係（電話：03-5654-8192）にお問い合わせください。

◆民間事業者が実施する予防接種証明書類似のサービスについて

予防接種法上の予防接種証明書は、自治体などの行政機関が発行主体であるものに限られます。民間事業者が独自に行っている、ワクチンを接種したことを表示するサービスは予防接種法に基づく予防接種を受けたことを証する書類には該当しません。

◆氏名の漢字について

国のシステム上、すべての文字に対応しているわけではないため、システムが対応していない字形が氏名に含まれている場合、アプリによる電子申請では、その文字が空白で表示されることがあります。

(例：「高橋」⇒「 橋」 「渡邊」⇒「渡 」)

葛飾区へ郵便で申請していただき紙の証明書を発行する場合は、住民票上表示される文字であれば証明書に印字することができます。その場合でも、証明書にプリントされるQRコードは国のシステムに準拠しているため、QRコード内の氏名データには登録されていません。

氏名の一部が空白になっていても、QRコードに電子署名が内蔵されているため、予防接種法上有効な証明書となります。

	画面に表示される氏名	証明書用紙に印字される氏名	QRコード内の氏名データ
新型コロナワクチン接種証明書 アプリによる電子申請	×		×
葛飾区へ郵便申請		○	×

○…住民票に表示される文字に対応

×…国のシステムが対応していない文字が空白で表示

◆アプリでの電子発行ができない方

以下のいずれかの事由に該当する方は、アプリでの電子発行ができません。紙の証明書を葛飾区へ郵便でご申請ください。

アプリでの電子発行ができなかった場合は、以下の(1)～(5)の順に、ご自身がいずれかの事由に該当していないかご確認ください。

(1) マイナンバーカードをお持ちでない方

アプリの利用にはマイナンバーカードが必要です。マイナンバー通知カードではアプリを利用することはできません。

(2) アプリ対応のスマートフォンをお持ちでない方

アプリはスマートフォンのOSがiOS 13.7以上またはAndroid 8.0以上で、かつ、NFC Type Bに対応するスマートフォンでのみご利用いただけます。

保健所ではお持ちの端末がアプリに対応するかお調べすることはできません。

(3) 海外渡航利用の方で、旅券に旧姓・別姓・別名の併記がある方

アプリはOCRと呼ばれる文字読み取り機能により、旅券下部のMRZ (Machine Readable Zone) に印字された氏名を認識して証明書を発行しますが、旧姓・別姓・別名はMRZに印字されていないため、アプリでの電子発行ができません。

(4) 海外渡航利用の方で、旅券以外の渡航文書で申請される方

アプリはOCRと呼ばれる文字読み取り機能により、旅券下部のMRZ (Machine Readable Zone) に印字された氏名を認識して証明書を発行しますが、旅券以外の渡航文書(難民旅行証明書、再入国許可書、渡航先発行の渡航文書、レッセ・パッセ(国際機関の発行する通行証))にはMRZが無いので、アプリでの電子発行ができません。

なお、船員手帳は海外渡航用の予防接種証明書の発行対象となりませんので、紙での発行もできません。

(5) DV 被害者等の要配慮者

葛飾区で住民記録の閲覧制限手続きを行っている方については、DV 加害者等に意図せず情報が渡るおそれがあるため、アプリでの自動発行を行うことができません。ご自身が閲覧制限手続きをされていない場合でも、同じ世帯の方が手続きをされていることがあります。

住民記録の閲覧制限がされているかについては、手続きをされたご本人様からのお問い合わせであっても、保健所ではお答えすることができません。

◆エラーメッセージについて

アプリで自治体を選択し、接種記録を検索すると、以下の(1)～(3)のエラーメッセージが表示されることがあります。

(1) 「接種記録が見つかりません。接種時にお住いの市区町村を選択しているか確認してください。」

以下の場合にこのメッセージが表示されることがあります。

ア 接種日時時点で葛飾区に住民票がなかった方が、葛飾区を選択した場合

接種記録は接種日時時点で住民票のあった自治体が管理するため、予防接種証明書も接種日時時点で住民票のある自治体が発行します。接種日時時点で住民票のあった自治体を選択してください。

イ 接種日時時点で葛飾区から転出した方が、転入先の自治体の接種券を使用せず、葛飾区の接種券で接種を受けた場合

接種後に日付をさかのぼって転入手続きをされた方に生じやすい事例です。葛飾区から転入先の自治体へ接種記録を移管する必要がありますが、移管されるまで数か月要します。転入先の自治体を選択しても電子発行ができない場合は、転入先の自治体へ、紙での申請をご検討ください。

(2) 「接種記録が見つかりません。恐れ入りますが、選択した市区町村のウェブサイトなどでお問い合わせ方法を確認の上、市区町村にお問い合わせください。」

以下の場合にこのメッセージが表示されることがあります。

ア 医療機関などの接種会場から葛飾区へ接種記録が送られていない

予防接種証明書は葛飾区が管理する接種記録をもとに発行いたしますが、接種会場から接種記録が送られていない場合は電子発行することができません。予防接種証明書については紙での申請をご検討ください。

イ 接種日が直近のため、接種記録が登録されていない

接種記録が接種会場から葛飾区へ送られるまでに時間がかかるため、直近の接種実績については電子発行ができない場合があります。予防接種証明書がすぐに必要な場合は、紙での申請をご検討ください。

ウ 接種日より前の日付で葛飾区へ転入された方が、転入前の自治体の接種券で接種を受けた場合

転入前の自治体から葛飾区へ接種記録が移管される必要がありますが、移管されるまで数か月要しますので、予防接種証明書については紙での申請をご検討ください。

(3) 「市区町村での接種記録の確認が必要です。」

葛飾区で接種記録の状況を確認する必要がありますので、葛飾区新型コロナワクチンコールセンター（電話：03-6625-7453）へご連絡ください。数日中に折り返しご連絡いたします。

【紙での発行】

◆発行手数料

当分の間、発行手数料は無料です。

◆予防接種証明書の発行対象者について

主に海外渡航をする際に利用できる書類ですが、国内で利用する方にも発行できます。

◆発行までの期間について

保健所が申請書を受理してから発行まで7～10日程度のお時間をいただきます。

発行できない場合や、書類に不備・不足がある場合はご連絡いたします。

◆予防接種証明書を申請していただける方

- (1) 被接種者本人
- (2) 被接種者本人の法定代理人（例：未成年者の親権者、成年後見人）
- (3) その他被接種者から委任を受けた代理人

◆提出書類

※画像が粗く読み取れないことが多いので、写真を印刷したものは送らないでください。

- (1) 予防接種証明書発行申請書（新型コロナウイルス感染症）

- (2) 返信用封筒

切手を貼り付け、送付先住所を記載した返信用封筒を同封してください。料金が不足する場合は追加の切手をお送りいただきます。

速達や簡易書留等による発送をご希望の方は必要な料金分の切手を貼り付けてください。料金が不足している場合は普通郵便で発送いたします。

- (3) 接種の事実が確認できる書類（以下の①～③のうちのいずれか）

①予防接種済証（写し）

「券番号」が書かれた上部と、「予防接種済証」が書かれた下部を切り離さず、クーポン券全体のコピーをとり、ご提出ください。

②予診票の本人控え（写し）

左下にロット番号シールが貼り付けられた予診票で、右下に「本人控え」と書かれたもののコピーをご提出ください。

③接種記録書（写し）

医療従事者の方や職域接種を受けた方は、「新型コロナワクチン接種記録証」が交付されている場合があります。コピーをご提出ください。

(4) 旅券（パスポート）（写し）

国内利用の場合、提出は不要です。

旅券に旧姓・別姓・別名の記載がある場合は、旧姓・別姓・別名が確認できる確認書類（例：旧姓併記のされたマイナンバーカード、運転免許証、戸籍、住民票の写し、当該別名・別姓の記載のある外国の旅券など）の写しをご提出ください。

旧姓・別姓・別名が元々ローマ字表記であり、旅券のみで記載事項を確認できる場合は提出不要です。

海外渡航時に利用するため、接種証明書に記載する氏名の表記は、旅券の表記と一致させる必要があります。したがって、別名併記等の取扱いについて旅券と異なる表記を希望する場合は旅券の表記の修正手続を行ってから予防接種証明書の発行申請をしてください。

通称名のある方は、本人確認のため、旅券に記載されている本名と通称名の対応が確認できる書類（マイナンバーカード、住民票の写しなど）をご提出ください。

(5) 本人確認書類（写し）

運転免許証や健康保険証など、「氏名」「住所」「生年月日」の3情報が記載されたものをご用意ください。健康保険証は住所が印字されていないことがあるのでご注意ください。

葛飾区外にお住まいの方、葛飾区に住民票の無い方は添付をお忘れにならないようご注意ください。

(6) 送付先を確認できる書類（写し）

住民票のある住所以外の住所への送付をご希望の場合のみ必要です。

「氏名」「住所」「生年月日」の3情報が記載された運転免許証や健康保険証などのコピーをご提出ください。（健康保険証は住所が印字されていないことがあるのでご注意ください。）

(7) 法定代理人の本人確認書類（写し）

法定代理人が申請者の場合のみ必要です。成年後見人等の場合は登記事項証明書のコピーを提出してください。

未成年者の親権者の場合は親権者の氏名・住所・生年月日が確認できる運転免許証や健康保険証などのコピーをご提出ください。

(8) 委任状

その他の代理人が申請者の場合のみ必要です。

本人の氏名は被接種者本人の直筆でお願いいたします。

手が不自由など特段の事情がある場合は支援者の方が代筆していただいても差し支えありません。

(9) 代理人の本人確認書類（写し）

その他の代理人が申請者の場合のみ必要です。代理人の氏名・住所・生年月日が確認できる運転免許証や健康保険証などのコピーをご提出ください。

◆郵送提出先

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内
葛飾区 健康部 保健予防課 新型コロナ予防接種担当係

◆送付先を確認できる書類(写し)について

予防接種証明書の送付先が本人の住民票所在地である場合は提出不要です。

入所、入院等をしている施設へ予防接種証明書を送付する場合は被接種者がその施設に入所又は入院等をしていることが分かる書類の写しをご提出ください。

親族など、第三者の住所地へ予防接種証明書を送付する場合は送付先の代表者(世帯主等)の氏名、生年月日、住所が分かる書類(運転免許証、健康保険証等)の写しをご提出ください。本人確認書類などで情報が重複している場合、二重にご提出いただく必要はありません。

◆接種の間に転入・転出をされた方へ

1～4回目の接種を受ける間に転入・転出をされた方については、それぞれの自治体への申請が必要です。

葛飾区は、葛飾区に住民票のあった時点の接種に係る予防接種証明書しか発行できません。

葛飾区を転出後に葛飾区の接種券を使用して接種した場合でも、原則、接種日時点で住民票のあった自治体に申請してください。

◆渡航予定日が旅券の有効期限後の方へ

旅券の有効期限よりもあとに渡航する場合、旅券の更新が必要です。旅券を更新すると旅券番号が変わるため、予防接種証明書についても再度の申請が必要になってしまいますのでご注意ください。

◆予防接種証明書を活用することで入国時の防疫措置の緩和等がなされる国・地域

具体的に予防接種証明書の利用が可能になる対象国・地域及びその緩和措置については、外務省の Web ページに掲載されています。

参考：外務省 海外安全ホームページ「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

◆国内での利用について

現在のところ、行政機関や公共交通機関で予防接種証明書が必要になる予定はありません。イベントや宿泊などの際に各民間事業者から提示を求められる場合があります。利用方法は事業者により異なりますので、それぞれの事業者にお問い合わせください。

◆予防接種証明書の見本と郵便料金について

予防接種証明書はA4サイズの用紙に必要な情報を印字して発行します。

発送の際、予防接種証明書とご案内文をお送りします。お送りする書類の重量の合計は、約9グラムです。

郵便料金は封筒のサイズ、郵送物一式の重さ等により異なります。返信用封筒に必要な切手の金額は郵便局のホームページをご覧ください。郵便局にお問い合わせください。

【予防接種証明書（紙）の見本】



【国内用、海外用の接種証明書(書面)の規格・記載項目の違い】

	日本国内用 接種証明書	海外用 接種証明書
二次元コード 規格	1つ ・SMART Health Cards(①)	2つ ・SMART Health Cards(②) ・VDS-NC (ICAO)(③)
人定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓名(漢字ありローマ字なし) ・ 生年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓名(漢字ありローマ字あり) ・ 生年月日 ・ 国籍・地域 ・ 旅券番号
接種記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種年月日 ・ ワクチンの種類 ・ メーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品名 ・ 製造番号 ・ 接種国
証明主体 その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書発行者 ・ 日本国厚生労働大臣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書ID ・ 証明書発行年月日

※SMART Health Cards規格：民間IT企業の共同プロジェクト「VCI」が策定した健康証明書用の規格。
 ※VDS-NC規格：国連専門機関の一つ国際民間航空機関(ICAO)が策定した健康証明書用の規格。

問合せ先

葛飾区新型コロナワクチンコールセンター
 電話：03-6625-7453
 午前9時から午後6時まで
 /毎日（年末年始を除く）